

ご利用方法

<セミセルフレジ>

①会計機でお支払いします。
「万惣カード」を選択してください。

②万惣カードを入れてください。
カード残高がお支払い金額より多い場合

お買上げレシートが発行されます。
万惣カードとレシートをお取りいただき、お支払いが完了です。

カード残高がお支払い金額より少ない場合

- ③不足金額を超えるチャージ金額を選択してください。
④現金投入後、画面の「精算」をタッチします。
⑤チャージレシートが発行されます。
お釣りがある場合、取り忘れにご注意ください。
⑥お買上げレシートが発行されます。
万惣カードをお取りいただき、お支払い完了です。

<通常レジ>

お支払い時に「万惣カードで払います」と、レジスタッフへお渡しください。

残高不足になった場合は「追加のチャージ」をしてお支払いください。

お釣りはカードに残ります。現金でのお返しはありません。

●チャージ（入金）

- ・1,000円単位でチャージできます。
- ・チャージの上限額は50,000円です。
- ・一度チャージされた現金を返金することはできません。
- ・チャージは現金のみの取り扱いです。

●残高確認

ご利用時のレシートに印字されます。
万惣カードおよびアルゾカード会員サイト（携帯サイト）・アルゾ万惣アプリ・チャージ機で確認できます。

●利用履歴照会

万惣カードおよびアルゾカード会員サイト（携帯サイト）・アルゾ万惣アプリ・チャージ機（一部確認できないチャージ機があります）で確認できます。

携帯電話専用 万惣カードおよびアルゾカード会員サイト (登録料・情報料無料)

<URL> <http://mb.dmoney.jp/manso/>

- バケット通信料はお客様負担となります。
- お手元にカードをご用意のうえアクセスしてください。
- 新規でカードをお申込みまたは登録情報の変更があった場合は、ご登録が可能になるまでお申込日から1週間程度お時間をいただいております。

ご利用いただけるサービス

●残高照会 ●利用履歴照会 ●利用停止

<登録方法>

①二次元バーコードを読み取る

右記の二次元バーコードを携帯のバーコードリーダーで読み取ってください。
URLに接続すると、
「万惣カードおよびアルゾカード会員サイト」が開きます。



②「新規登録」から必要事項を入力して登録

ご注意：アドレス指定受信、ドメイン指定受信などの設定をされている場合は、「@dmoney.jp」からのメールが受信できるようにしておいてください。

③IDがメールで届く

④ログイン画面にIDとパスワードを入力

●万惣カードおよびアルゾカードに関するお問合せ

株式会社万惣 カード事業担当
TEL 082-941-5566
(受付時間 9:00～17:00)

個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項

第1条（個人情報の収集・保有・利用・預託）

- (1) カード入会申込者および会員（以下「会員」という）は、以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という）を株式会社万惣（以下「当社」という）が保護措置を講じた上で収集・利用・預託することに同意するものとします。
- ① 所定の申込書に会員が記載した氏名、生年月日、性別、住所、電話番号および会員が申告した事項
 - ② 本申込みに関する申込日、契約日、お買い上げに関する情報
- (2) 会員は、当社が下記の目的のために(1)の個人情報を利用することに同意するものとします。

<利用の目的>

- ① 万惣カードおよびアルゾカードに関するお客様からのお問合せに対応する場合
- ② 会員の拾得物等の連絡を行うために利用する場合
- ③ リコールや当社店舗で商品の不具合が発見された場合等、当該商品を購入されたお客様に連絡を行うために利用する場合
- ④ 市場占有率などの市場調査を行うために利用する場合
- ⑤ 会員が利用規約に違反した場合や、その他不正不当な目的でサービスを利用したことが発覚した場合に会員を特定し、ご利用をお断りするために利用する場合

第2条（個人情報の公的機関等への提供）

会員は、当社が各種法令の規定により提出を求められた場合、およびそれに準ずる公共の利益のため必要がある場合、公的機関等に個人情報を提供することに同意するものとします。

第3条（個人情報の開示・訂正・削除）

- (1) 会員は、当社に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができるものとします。当社が保有する自己に関する個人情報の開示を求める場合には、第6条記載の窓口に連絡してください。
- (2) 仮に、個人情報の内容が事実と相違していることが判明した場合には、当社は個人情報の保護に関する法律に定めるところに従い、速やかに訂正または削除に応じるものとします。
- (3) 当社は、会員に対して、開示請求に際し、その実施に関する実費を申し受けることがあります。

第4条（本同意条項に不同意の場合）

当社への個人情報の提供は任意ですが、会員が本申込書の必要な記載事項の記載を希望しない場合および本同意条項の内容の全部または一部を承認できない場合、本申込みをお断りすることがあります。

第5条（利用・中止の申出）

本同意条項第1条(2)による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用している場合であっても、中止の申し出があった場合は、それ以降の当社での利用を中止する措置を取るものとします。

第6条（お問合せ窓口）

個人情報の開示・訂正・削除の契約者の個人情報に関するお問合せや、利用中止の申し出等のお問合せ窓口は、以下のとおりといたします。

株式会社万惣 カード事業担当
〒731-5107 広島県広島市佐伯区石内上1丁目8番1号
TEL 082-941-5566 (9:00～17:00)

万惣カードおよびアルゾカード（サイト登録型）会員規約

第 1 条（目的）

本規約は、株式会社万惣（以下「当社」という）が管理および運営する事後的にお客様情報の登録（以下、「利用登録」という）を行うことのできる電子マネー「万惣カードおよびアルゾカード（以下「万惣カード」という）」によるお取引について規定するものであり、会員が万惣カードを利用するにあたり、本規約が適用されるものとします。なお、万惣カードに付随または関連して当社が提供するサービスについては、本規約と併せて当社が定める規約が適用されるものとします。

第 2 条（定義）

- 本規約において使用する用語の定義は、次のとおりとします。
- (1) 万惣カードとは、当社が発行し、万惣カードに記録される金銭的価値を証するものをいいます。
 - (2) 万惣カードサービスとは、会員が商品対価の全部または一部の支払いとして、当社所定の方法によりチャージされた万惣カードを利用することで、当社の店舗より商品を購入することができるサービスをいいます。
 - (3) 万惣カード機能とは、万惣カードサービスを受けられる機能のことをいいます。
 - (4) チャージとは、第 1 4 条に定める方法により、会員が万惣カードに電子マネーを加算することを行います。
 - (5) 万惣カード残高とは、会員が利用可能な万惣カードにおける電子マネーの量をいいます。

第 3 条（会員資格）

会員とは、1 2 歳以上の個人で、本規約を承認の上、原則として申込者が直筆により入会申込みを行い、当社が入会を承認した方をいいます。

第 4 条（カードの貸与と取扱）

- (1) 当社は、申込み時等に会員 1 名につき、万惣カードを 1 枚発行し貸与します。なお、万惣カードの所有権は、当社に属します。
- (2) 万惣カードは券面記載の会員本人のみが利用できるものとし、他人に貸与、譲渡することできないものとします。
- (3) 会員は、万惣カードを貸与されたときはただちにカードの署名欄に自署し、以後善良なる管理者の注意義務を持ってカードを使用・保管するものとします。
- (4) 会員は、再発行後に旧カードが見つかった場合、脱会した場合および会員資格を喪失した場合には、万惣カードを当社に対して返却するものとします。
- (5) 万惣カードの入会金および年会費は無料です。
- (6) 会員が利用登録を行う場合、入会申込みを行った本人の利用登録に限るものとします。なお、入会申込書と相違がある場合は、入会申込書を正とし当社にて修正を行うものとします。

第 5 条（カード紛失・盗難等の再発行）

- (1) 紛失・盗難により万惣カードが再発行された場合、当社による万惣カードの利用停止措置が完了した時点の万惣カード残高が、再発行された万惣カードに引き継がれるものとします。
- (2) 会員が万惣カードの紛失・盗難等を申し出から当社による利用停止措置が完了するまでに一定期間を要することを会員は了承するものとします。なお、利用停止措置が完了する前に、万惣カード残高を第三者により利用された場合、またはその他なんらかの損害が生じた場合でも、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (3) 会員が紛失・盗難届出時に万惣カード残高がある旨の申し出をしなかった場合、その残高が紛失・盗難した万惣カードに残ったまま万惣カードの有効期限を過ぎたとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。
- (4) 紛失・盗難による万惣カード再発行は、再発行手数料として 100 円（税込）を申し受けます。その際は、旧カードは自動的に失効するものとします。

第 6 条（破損・汚損・磁気不良の再発行）

- (1) 破損・汚損・磁気不良の場合、旧カードと引換えにカードを再発行するものとします。
- (2) 万惣カードが再発行された場合、当社所定の方法で確認した残高が、再発行された万惣カードに引き継がれるものとします。
- (3) 破損・汚損による万惣カードの再発行は、再発行手数料として 100 円（税込）を申し受けます。

第 7 条（会員情報の変更）

会員は、住所、氏名、電話番号等の変更があった場合、すみやかに当社へ届け出るものとします。

第 8 条（反社会的勢力の排除）

- (1) 入会申込者および会員（以下、本条において「会員等」という）は、現在かつ将来にわたっても、次のいずれにも該当しないことを当社に対し確約するものとします。
 - ①暴力団 ②暴力団員および暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者 ③暴力団準構成員
 - ④暴力団関係企業・団体 ⑤総会屋等 ⑥社会運動等標ぼうゴロ ⑦特殊知能暴力集団等
 - ⑧前各号の共生者 ⑨その他前各号に準ずる者
- (2) 会員等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。

- ①暴力的な請求行為 ②法的な責任を越えた不当な要求行為 ③取引（利用、代金支払、付帯サービス含む）に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為 ④風説を流布し、偽計を用いまたは勢力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為 ⑤その他前各号に準ずる行為
- (3) 会員等が、本条（1）項あるいは（2）項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、当社は会員等に対して、当該事項に関する報告を求めることができ、当社がその報告を求めた場合、会員等は当社に対し、合理的な期間内に報告書を提出しなければならないものとします。
- (4) 当社は、会員等が本条（1）項あるいは（2）項の規定に違反している疑いがあると認められる場合には、会員等による万惣カードの入会申込みを謝絶、または本規約に基づく万惣カードの利用を一時的に停止することができるものとします。その場合、会員等は当社が利用再開を認めるまでの間、万惣カード利用をすることができないものとします。
- (5) 会員が、本条（1）項①～⑨あるいは（2）項①～⑤のいずれかに該当し、または本条（1）項あるいは（2）項に反する申告行為をしたことが判明し、当社とのお取引をすることが不適切である場合には、ただちに会員資格を喪失するものとします。

第 9 条（万惣カードの有効期限と期限切れ後の残高の取扱）

- (1) 万惣カードの有効期限は、万惣カードサービスの最終利用日から 5 年間とします。
- (2) 有効期限が切れた場合は、新たに万惣カードに入会いただいた場合に限り、当社所定の方法で確認された残高を新しい万惣カードへ移行し交付するものとします。
- (3) 有効期限切れによる再発行は、再発行手数料として 100 円（税込）を申し受けます。

第 1 0 条（会員資格の喪失）

会員は、本規約に違反した場合、または当社が会員として不適当と判断した場合、会員への事前のお断りなく、その会員はただちに会員資格を喪失するものとします。

第 1 1 条（脱会）

- (1) 会員は、随時脱会できるものとし、脱会に際しては、当社の店舗に申請を行い、当社所定の方法で万惣カード残高を使い切るものとします。
- (2) 会員が万惣カードの脱会または会員資格を喪失した時点で、万惣カード機能を停止することとします。

第 1 2 条（会員規約の変更）

当社は、当社所定の方法により、事前に会員に変更事項を通知もしくは告知することで、本規約を変更できるものとします。当社が変更事項を通知もしくは告知した後、会員が万惣カードサービスを利用した場合または脱会の申し出がなかった場合は、変更事項は承認されたものとします。

第 1 3 条（不正使用等の禁止）

会員は、万惣カードの偽造・変造・改ざんその他の不正な方法による使用をすることはできないものとします。

第 1 4 条（チャージ）

- (1) 会員は、万惣カードおよびアルゾカードのマークが掲示された当社の店舗のレジ、その他当社指定の場所・方法にて、1,000 円単位でチャージすることができるものとします。
- (2) 会員は、1 枚の万惣カードに対して、万惣カード残高が 5 万円を超えるチャージはできないものとします。

第 1 5 条（万惣カードサービスの利用）

- (1) 会員は、当社の店舗で、万惣カードサービスを利用して商品等の購入をすることができるものとします。
- (2) 会員が、当社の店舗で万惣カードサービスを利用して商品等の購入をする場合、万惣カード残高から商品購入合計額を差し引くことにより、金銭にて商品購入合計額を支払いたい場合と同様の効果が生じるものとします。
- (3) 万惣カード残高が商品等の対価の総額に不足する場合には、会員はその不足額を当社が定める方法により、支払うものとします。
- (4) 会員が、当社の店舗において商品等を購入する場合に利用できる万惣カードの枚数は、1 枚に限るものとします。
- (5) 会員は、万惣カードサービスを利用した場合には、交付するレシートに印字して表示される万惣カード残高を照合し、誤りがないことを確認するものとします。万一誤りがある場合には、その場で当社の店舗に申し出るものとします。その場で申し出がなされない場合には、会員は、当該万惣カード残高について誤りがないことを了承したものとします。

第 1 6 条（万惣カード残高）

- (1) 万惣カード残高は、万惣カードサービス利用時のレシート・万惣カード会員サイト（携帯サイト）・アルゾ万惣アプリ・チャージ機または本規約末尾に記載のカード事業担当へのお問合せにて照会することができるものとします。なお、利用登録が反映していない場合には、万惣カードサービス利用時のレシートにて確認するものとします。
- (2) 最後に万惣カードサービスを利用した日および最後にチャージした日は、万惣カード会員サイ

ト（携帯サイト）・アルゾ万惣アプリ・チャージ機または本規約末尾に記載のカード事業担当へのお問合せにて照会することができるものとします。

第 1 7 条（万惣カードの合算）

当社が認めた場合を除き、万惣カード残高を他の万惣カードに移行することはできないものとします。

第 1 8 条（万惣カードサービスが利用できない場合）

- 会員は、次のいずれかの場合においては、その期間において、チャージすることおよび万惣カードサービスを利用すること並びに万惣カード残高の照会をすることができないことをあらかじめ了承するものとします。
- (1) 万惣カードサービスを提供するシステムに故障が生じた場合またはシステム保守管理等のためにシステムの全部または一部を休止する場合。
 - (2) 万惣カードの破損、または当社の機器の故障停電その他の事由による使用不能の場合。
 - (3) その他やむを得ない事由のある場合。

第 1 9 条（換金等不可）

第 2 2 条の場合を除き、万惣カード残高の換金または現金の払戻しはできないものとします。

第 2 0 条（紛議）

- (1) 会員が、万惣カードサービスを利用して購入した商品等について、返品・瑕疵・欠陥等の取引上の問題が発生した場合については、商品購入店舗との間で解決するものとします。
- (2) 本条（1）項の場合においても、会員は、万惣カードサービスの利用の取り消し等を求めることはできないものとします。

第 2 1 条（個人情報の収集・利用）

会員（本条においては、万惣カードサービスの申込みをしようとする方を含みます）は、氏名・生年月日・性別・住所・電話番号等、会員が申込み時に当社に届け出た事項および万惣カードサービスの利用履歴等の情報（以下、「個人情報」という）を、当社が本規約に定める「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」に記載した利用の目的のため、必要な保護措置を行ったうえで収集・利用することに同意するものとします。

第 2 2 条（万惣カードサービスの終了）

- (1) 当社は、次のいずれかの場合には、会員に対し事前に当社所定の方法で通知することにより、万惣カードサービスを全面的に終了することができるものとします。
 - ①社会情勢の変化 ②法令の廃廃 ③その他当社のやむを得ない都合による場合
- (2) 本条（1）の場合、法令に基づき、会員は当社の定める方法により、万惣カード残高に相当する現金の払戻しを当社に求めることができるものとします。ただし、当社が前項の通知を行ってから 2 年経過した場合には、会員は、当該払戻請求権を放棄したものとみなされることを異議なく了承するものとします。

第 2 3 条（制限責任）

当社が会員に対して通知を行うおよびその他の理由により、会員が万惣カードサービスを利用することができないこと当該会員に生じた損害等について、当社はその責任を負わないものとします。（当該不利益または損害が当社の故意または重大過失による場合を除きます）ただし、逸失利益については、当社はいかなる場合も損害賠償の責任を負わないものとします。

第 2 4 条（通知の到達）

当社が会員に対して通知を行うにあたり、郵便・電子メール等の方法による場合には、当社は会員から届けられた住所または電子メールアドレスに宛てて通知を送達すれば足りるものとし、当該通知の到達が遅延し、または到達しなかったとしても、通常到着するであろうときに到達したものとみなします。

第 2 5 条（業務委託）

当社は、本規約に基づく万惣カードサービス運営管理業務について、業務の一部を第三者に委託することができるものとします。

第 2 6 条（合意管轄裁判所）

会員は、本規約に基づく取引に関して、当社との間に紛争が生じた場合には、当社の本社の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることを異議なく承諾するものとします。

第 2 7 条（お問合せ窓口）

本規約についてのお問合せ窓口は、以下のとおりといたします。

株式会社万惣	カード事業担当
T E L	082-941-5566
受付時間	9：00～17：00
2013.6.20- 制定 2013.10.25・改定 2017.5.10- 改定 2019.3.1- 改定 2022.5.20- 改定 2023.8.17- 改定	